第２回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会

議　事　要　旨

１　日　時

令和８年 10 月 28 日（水）　午後１時 00 分～

２　場　所

岡山市北区下石井１丁目４番１号

岡山第２合同庁舎２階　共用会議室Ｂ

３　出席者

公 益 委 員　：　３人

労働者側委員　：　３人

使用者側委員　：　３人

４　審議事項

特定最低賃金額審議について

５　議事要旨

（１）特定最低賃金額審議について

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

＋74 円を提示する。

・本年度の春闘における基幹労連全体の回答額の平均は 11,773 円。岡山県における最も低い労働協約の金額は時間額 1,291 円。これは昨年の 1,194 円から 97 円の増額となっている。

・大幅な改定が必要と考えるが、地賃の上げ幅、近年の賃上げの状況等を踏まえ、企業の負担に考慮する必要もある。

・春闘回答額 11,773 円を所定労働時間で除した 74 円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

＋44 円を提示する。

・日本経団連集計の 2026 年春季労使交渉結果から、100 人未満のアップ率 3.76％を参考としたい。

・各企業はリーマンショック後も賃上げを継続してきた。造船業を支えている中小の協力会社においても頑張って賃上げについてきていただいている。
・造船業を取り巻く市況は好調であるが、中小協力会社の経営状況にも考慮する必要がある。

（２）労使協議について

使用者側委員より労使協議の意向が示され、これを労働者側も受け入れ、労使協議が行われた。その結果について、労働者側委員より以下の報告が行われた。

労使で協議・意見交換を行ったが、次回再提示に向けて双方で検討の上、金額提示を行い審議を進めることとなった。

（３）現時点で再提示は困難、審議は次回に持ち越されることとなった。

６　配布資料

・最低賃金についての意見要旨